

## 平成 30 年度臨時理事会議事録

日 時 平成 30 年 6 月 22 日（金） 15:20～15:30

場 所 品川プリンスホテル メインタワー32階「アクアマリン 32」

出席者 <理事>  
伊藤雅俊会長、岡本毅、遠藤利明の各副会長、泉正文副会長兼専務理事、  
大野敬三、ヨーコゼッターランドの各常務理事、  
荒川政利、有竹隆佐、今井純子、辛木秀子、河内由博、久保田文也、齊藤譲、  
坂本和彦、坂本祐之輔、佐久間重光、友添秀則、寺尾和祝、丹羽治夫、林孝彦、  
東地隆司、平田竹男、森岡裕策の各理事  
<監事>佐藤直子、比留間英人、村田芳子の各監事

理事総数 28 名、うち出席 23 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定時評議員会において理事に選任された齊藤譲理事、寺尾和祝理事、森岡裕策理事が自己紹介後、定款第 34 条により伊藤会長が議長となり議事に入った。

### 議 案

第 1 号 業務執行理事の選定について (伊藤会長)

定款第 25 条第 2 項には、「理事のうち、3 名以内を常務理事とすることができる。」と定めており、業務執行理事の内、常務理事については、大野常務理事とゼッターランド常務理事が就任している。

スポーツ界をはじめ、本会を取り巻く状況は、専門的に、より高度なものとなり、時代の流れやニーズに応じた各種施策や昨今の社会的な課題にスピーディーに対応していくため、3 名体制の常勤にする必要がある。

この度理事に就任したスポーツ行政にも見識の明るい森岡理事を業務執行理事とし、常勤の常務理事とすることについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

第 2 号 業務執行理事の分掌の変更について (泉副会長兼専務理事)

業務執行理事の分掌は、平成 29 年 6 月 23 日開催の平成 29 年度臨時理事会にて決定しているが、本理事会の第 1 号議案において、森岡理事が業務執行理事で常勤の常務理事に選任されたことに伴い、業務執行理事の分掌の変更について以下のとおり説明。

泉副会長兼専務理事の財務に関する事項を森岡常務理事に変更する。

また、平成 29 年 11 月 8 日開催の平成 29 年度第 4 回理事会において、大野常務理事はアンチ・ドーピングに関する事項を、ゼッターランド常務理事は女性スポーツに関する事項を追加で担当することになったため、大野常務理事の倫理に関する事項及び生涯スポーツに関する事項と、ゼッターランド常務理事の国際交流に関する事項を森岡常務理事が担当する。

ゼッターランド常務理事のスポーツ少年団に関する事項は泉副会長兼専務理事が担当する。

以上について諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

第3号 委員会委員長の変更について (河内事務局長)  
本理事会の第2号議案において、業務執行理事の分掌の変更が承認されたことに伴い、委員会委員長の変更について以下のとおり説明。

森岡常務理事が業務執行理事として財務に関する事項を担当することになったため、諮問委員会の総合企画委員会財務部会の部会長を、泉副会長兼専務理事から森岡常務理事に変更することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

第4号 常勤役員の報酬について (伊藤会長)  
役員報酬については、定款第31条に支給することができる旨定めており、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」第5条により、「月額報酬の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する。」と定めている。

森岡常務理事には、常勤の常務理事として本会の法人運営について、泉副会長兼専務理事をサポートする立場となるため、常勤役員報酬表第11号俸の月額120万円を支給することについて諮り、出席理事全員一致で可決された。

以上、15時30分に閉会。